② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

七　前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

⑵ 令和７・８年度の厚生労働省競争参加資格における「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

⑶ 厚生労働省から関東甲信越地域における「建築一式工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,100点以上であること。また、⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,100点以上であること。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険

② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの)

③ 船員保険

④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事長から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺ 平成22年度以降に元請として完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。

○同種の工事　医学または薬学系研究施設（含む生化学実験室)で延床面積3,500㎡以上の新築・増築の実績を有すること。

○類似の工事　研究施設または医療施設で延床面積　3,500 ㎡以上の新築・増築の実績を有すること。

⑻ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐ 『一級建築士』又は『一級建築施工管理技士』の資格を有する者であること。

㋑ 平成22年度以降に、上記⑺に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

㋒ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合においては、以下の期間は工事現場への専任を要しない。

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例　「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ 必ず現場調査を実施すること。応札者は令和８年１月７日９時00分から令和８年２月26日17時00分までに必ず現地調査を行うこと。なお申し入れは、３⑴に記載の担当部署に、令和８年２月25日12時00分までに行うこと。（但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで)

３　入札手続等

⑴ 担当部署　〒157―8535 東京都世田谷区大蔵２―10―１　国立研究開発法人国立成育医療研究センター　財務経理課長　荻原　剛之　電話03―3416―0181（代表）5140

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和８年１月７日から令和８年２月25日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで)

※当センターホームページのトップページ右上にある青いボタンの「調達情報」をクリックし、その先の「入札説明書配布申請フォーム」に必要事項を記入し、送信すること。担当者より、メールにて交付いたします。

⑶ 入札説明会および現地調査の日時、場所

入札説明会は実施しない。現地調査は令和８年１月７日９時00分から令和８年２月26日17時00分までとし、各社個別に対応する。なお申し入れは、３⑴に記載の担当部署に、令和８年２月25日12時00分までに行うこと。

※２時間程度の現地調査を予定。(但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで)

⑷ 質疑受付期間　令和８年１月７日から令和８年２月24日17時00分まで。

⑸ 質疑回答期限　令和８年１月７日から令和８年２月25日12時00分まで。

⑹ 入札書、申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ａ） 入札書以外（申請書及び資料）　令和８年２月26日12時00分まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に⑴の担当部署に持参すること。(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和８年２月26日12時00分までに⑴の担当部署に必着すること。資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。)

ア） 競争参加資格の確認の結果は、令和８年３月２日までに通知する。(資格がないとされたもののみ)